

アラブ君主制国家の存立基盤

第1章

総論

——アラブ君主制国家の存立基盤——

石黒 大岳

はじめに

本書の目的は、2010年末から政治的な大変動を経験したアラブ諸国において、君主制をとっているサウジアラビア、クウェート、バハレーン、カタル、アラブ首長国連邦 (UAE)、オマーン、ヨルダン、モロッコの8カ国が、体制の安定性を維持しているメカニズムを究明することにある。これらの君主制国家で国王はどのように権威を維持し続けてきたのか、政治体制や歴史的経緯など各国の特徴に基づきながら検証していく。その際とくに注目するのは、以下の2点である。第1に、君主が国民からの忠誠を得るためにもっている資源にはどのようなものがあるのか。第2に、そのような資源を効果的に配分するためにどのようなチャンネル（経路）があるのか。これら进行分析することにより、本書は、国民が君主および君主制に対していかなる存在意義を見いだしているのか、そしてそれが体制の安定を導いている仕組みを明らかにする。以上の検討によって得られた知見から、君主制の安定性について分析するための新たな独立変数ないし媒介変数を提示することをめざしている。

アラブ諸国における政治変動（いわゆる「アラブの春」）は、各国の内政はもとより地域をめぐる政治状況に多大な変化と混乱をもたらし、独裁的な為

政者の打倒が民主化へとつながり得るのかどうか、情勢は極めて不透明で流動的な状況にあった。こうした状況にありながらも、君主制国家では相対的に体制の安定性が維持されている。さらに、内政の混乱が続くエジプトやシリアに対して、君主制国家は、域内政治の安定化／不安定化において重要な役割を担っている。

アラブ君主制諸国も、当然ながらアラブの春の政治変動と無縁ではなかった。一部の国では、チュニジアやエジプトにおける大規模なデモと為政者への対抗に触発されたかたちで、政府を批判する民衆のデモに直面した。このデモの訴えは、失業や若年層の就業困難、汚職と腐敗の追放、政治的自由の拡大などさまざまであったが、君主制の打倒を訴えるスローガンがほとんど現れなかった点は共通する大きな特徴である。たとえば、バハレーンでは王政の打倒と共和制の樹立というスローガンが現れ、それが治安部隊によるデモの武力鎮圧という結果を招く一因となった。ところが、亡命していた反体制派の指導者が帰国してデモに合流するまでは、デモ参加者の要求は君主制の枠内での改革にあったといえる（石黒 2011）。

アラブ君主制諸国において、国民の側から君主制の打倒というスローガンが現れず、むしろ君主制を支持・擁護するデモが生じた状況にかんがみると、国民が君主制について何らかの存在意義を見いだしている可能性が高い。君主制の存在意義としては、国内のさまざまな社会集団間での政治的・経済的な利害を調整・仲裁し、安定をもたらすためのバランスラーとしての役割が想定し得る。近代化・都市化が進展したとはいえ、アラブ諸国では部族の紐帯に重きをおく伝統社会の影響が依然として色濃く残っている。湾岸諸国、すなわちサウジアラビア、クウェート、バハレーン、カタール、アラブ首長国連邦、オマーンの6カ国においては、石油や天然ガスの輸出による膨大な歳入を背景に、支配一族が福祉や公共サービスを恩恵として国民へ提供するとともに、近代化政策によって肥大化した公共部門や軍・治安部隊のポストを主要な部族メンバーに分配した。これにより、君主を頂点とするピラミッド型の擬似的な部族社会の紐帯構造に国民を組み込み、体制の安定を図ってきた

(日本国際問題研究所 2005)。また国民の側にも、分配者としての君主という認識が形成されたといえる。

しかし、君主や君主制の支持とは裏腹に、アラブの春における政治変動のうねりのなかで政府批判と改革要求が噴出したことは、これまで体制の安定性の維持に寄与してきた上記の構造が機能不全を起し、国民の意識にも変化が生じつつあることの表れととらえることができよう。近代化に取り組んでいた1970年代・1980年代とは異なり、福祉や公共サービスの提供はむしろ当然の権利として認識され、質の向上や拡充の要求が強まっている。擬似的な部族社会の構造における経済的な利益分配の機能は、縁故主義や汚職・腐敗の温床として批判に晒されている。君主が国内各地を視察して自らの姿を国民に示す行幸や支配一族と主要な部族、組合や職能集団、NGOなどの代表との会合は、議会の権限が弱く君主による専制が続くアラブ君主制諸国において、民心を把握し、国民の政治的要求に応える政策を策定するためのインフォーマルなチャンネルとして機能していた。ところが、制度化された議会制民主主義のもとでの政治参加と政策決定への関与を求める声も強まっている。また、大規模な街頭でのデモや政府庁舎前での座り込みが政府側からある程度の対応策を引き出すことに成功したことによって、民衆による直接行動が政府に政策変更を迫る有意な手段として認識されるようになったことも新たな変化として認められる。

民衆からの政治改革要求に対し、アラブ君主制諸国は、立法府の改革、すなわち権限付与による機能強化によって応えたことは、特筆すべき点である。アラブ君主制諸国では、政治変動以前から、議会に権限を付与する方向で漸進的な改革が取り組まれていた。政治変動以降の改革として画期的であったのは、モロッコにおいて国王が自らの権限を縮小するかたちで憲法改正を行い、首相には下院第一党の党首が選出されることを制度化したことである(2011年7月)。依然として国王の権限は強いものの、実質的には議院内閣制に大きく近づく変化であった。また、オマーンでは憲法に該当する国家基本法の改正により、議会に立法権と閣僚に対する質問権が認められ、2011年10

月に行われた選挙では抗議デモに参加した活動家が当選した。湾岸諸国において議会政治の経験を有するクウェートとバハレーンでは、従前の野党勢力が民選議員を首班とする政府の成立を認めるよう要求した。しかし、政府はこれを拒否したため、政府と野党勢力の対立関係が深まり、野党勢力が議会政治への参加をボイコットしている状況にある。なお、クウェートでは議員による政府批判が活発で、議会の解散と選挙の実施をほぼ1年単位で繰り返していた。バハレーンでは国王によってわずかではあるが議会の権限を拡大する憲法改正が実施された。

アラブ君主制諸国の対応には各国の状況に応じて対応の幅に差異が認められるが、全体としては議会制度のもとでの政治参加と政策決定への関与を認める方向にあるとみなすことができよう。しかし、実際の選挙の投票率は低調な結果にとどまるなど、議会制度を通じた国民の政治参加は想像していた以上には進まなかった。この背景には、依然として擬似的な部族社会の紐帯構造の影響や、部族会議といったインフォーマルなチャンネルが今日においても機能していることがあると考えられよう。

第1節 先行研究

サミュエル・ハンティントンが、近代化とともに君主制が直面する「国王のジレンマ」を論じて以来（Huntington 1968, 188）、中東アラブ諸国における君主制の存続と崩壊の要因については、伝統的な宗教や部族社会に着目した文化的アプローチと国王の超越性や王朝性、国家と社会の関係に着目した制度的アプローチという観点から分析が進められてきた。しかし、体制によるイスラームの利用や部族社会といった要素は、過去に崩壊した君主制や、アラブの春において体制転換を生じた大統領制においても類似して存在しており、現存する君主制8カ国だけを説明するものではない。また、君主の絶対的な権力は、伝統的な文化要因ではなく、近代的な植民地主義によって断絶

され、その後の新たな国家建設過程でつくられたという点においても同様である（Anderson 1991）。こうした問題点の指摘から、政治的なポストや利権など経済的な利益を含む資源の配分に着目した、資源配分アプローチからの分析が進んでいる。

資源配分アプローチを提示したのは、初期のレントリア国家仮説であった。初期のレントリア国家仮説とは、産油国でもある湾岸諸国について、体制の生存要因を、国民の労働収入に基づかない外生的な天然資源（石油・天然ガス等）の輸出収入（「レント収入」）を原資とし、恩恵として福祉・公共サービスを無償で国民に提供することで、国民の政治参加要求が抑制されるという説明である（Beblawi and Luciani 1987）。外国からの援助をレント収入とみなす立場からは、湾岸諸国に限定せず、アメリカや湾岸諸国からの財政援助が流入しているヨルダンやモロッコも説明可能な事例の範囲として含める議論も可能であろう。しかし、石油産業の発展と近代化国家としての成長がリンクした1970年代とは異なり、レント収入の配分の獲得はむしろ国民として当然の権利として認識され、その配分をめぐる要求が政治的要求として表出している実情に照らしてレントリア国家論が説明する国民の支持取り付けの効果に対する疑義も呈されている（Okruhlik 1999; 石黒 2013）。また、レントリア国家仮説は過去のレントリア君主制の崩壊までは説明できないこと、体制の存続要因としては、君主制かどうかには関係なく、石油経済の成立以前にある程度の国内産業と近代的な統治機構が整備されていたか否かが問題とされており、アラブ君主制8カ国の存立基盤を説明するには必ずしもそぐわないといえる（Yom 2011; Ross 2012）。

レントリア国家仮説に対する別の仮説は、体制の生存要因をレント収入以外に求めるもので、統治機構の構造や社会の特徴を分析することで君主制がいかに維持されているのかを説明してきた。これらは政治的資源すなわち国家機構における政治ポストの配分というかたちで権力を分有するという意味で、資源配分アプローチといえる。マイケル・ハーブ（Herb 1999）の「王朝君主制」（Dynastic Monarchy）は、支配一族が主要閣僚ポストや政府省庁の要

職を独占することで、一族内で権力を分有しつつ権力の内部崩壊を防ぎ、かつ外部からの権力への挑戦を困難にすることで権力を維持していることを明らかにした。しかし、王族の規模が小さく、国王に権力が集中しているオマーンと、ヨルダン、モロッコについては王朝君主制に該当しないという問題が残る。ハーブの議論を権力分有のゲーム論としてより明示的に論じたラッセル・ルーカス (Lucas 2004) の「君主制権威主義」(Monarchical Authoritarianism) は、レント収入と統治機構の構造・社会の特徴の双方を君主制の安定性に必要な変数として分析した。ルーカスは、王朝君主制は一部族による支配であり、体制が拠って立つ社会基盤は狭いものの、レント収入があるため存続が可能であり、君主が日常の政治からは離れている「リンチピン君主制」(Linchpin Monarchy) は、レント収入は少ないものの広範な社会基盤があるため安定しているとして、湾岸諸国だけでなくヨルダンとモロッコを含めた体制の安定性についての説明モデルを提示した⁽¹⁾。

アラブの春以降、アラブ君主制8カ国が安定性を維持し、体制転換には至らなかった事象があらためて注目を浴びるなか、ルーカスの議論における社会基盤の大小を、国内からの君主に対する横断的な支持と読み替え、外国の後援者の存在を新たな変数として加えたのが、シーン・ヨムとグレゴリー・ガウス (Yom and Gause III 2012) の「新君主制例外論」(The New Monarchical Exceptionalism) である。彼らは、あらためて既存の研究を伝統的な宗教や部族社会に着目した文化的アプローチと国王の超越性や王朝性、国家と社会の関係に着目した制度的アプローチでは、アラブの春以降も君主制が安定性を示した事象を説明できないとしたうえで、①国内の横断的な支持の有無、②石油や外国からの援助といったレント収入の有無、③外国の支援者の有無で説明を試みている。①の国内の横断的な支持に関して、彼らは君主の能力と意思の有無を問題とする。まず、君主には制度的に改革実行能力があるものの、実際に行う意思があるかどうかは別であること、君主に改革の意思があっても王族内からの反対で実行できない場合もあるという意味での、制度の柔軟性を指摘した。②のレント収入の有無については、君主制が国内の諸勢

力との横断的な連携、すなわち支配家系とさまざまな社会勢力との歴史的な同盟関係の上に成り立っており、植民地時代後の初期に紛争を経験したことから、社会勢力との連携に向かったことを指摘したうえで、連携を維持するために有していた資源を連携のコストととらえている。しかし、彼らの議論において体制の維持における決定的な要因は、③の外国の支援者の有無、換言すると、君主制に対する外国（アメリカやサウジアラビア）からの確固たる支持の影響にあると理解できよう（Brownlee, Masoud, and Reynolds 2015, 58-59）。すなわち、外国からの支持があれば、体制の抑圧的手法に対する非難が減少し、体制への経済的支援を得ることができ、最終手段として外国の支援者が武力を行使することによって体制は維持されるという理解である。彼らの指摘した①～③の3つの説明要因は検討に値するが、事例分析の浅さや各国の評価には疑問も残る。加えて、上述の3つの説明要因はある意味体制が君主制かどうかに関係であるともいえる。

これらの先行研究は、君主制の安定性について多くのことを明らかにしてきたが、なぜこれらの説明要因が国民による君主制の支持につながっているのかはブラックボックスのままである。たとえば、レント収入という変数のみでは、レントを有しながらも崩壊した君主制が過去にあったことを説明できない。各国がレント収入をどのように用いて君主制に対する国民の忠誠を取り付けているのか、その配分の仕組みについては国ごとの詳細な事例研究が必要であろう。同様に、政治的取り込みや広範な社会基盤の形成を君主制の安定性の要因として指摘する研究に関しては、なぜそのような政治的取り込みや広範な社会基盤の形成ができたかを分析する視点が欠落している。むしろこれらの要因は君主制への支持とほぼ同義であり、体制の安定性を測る指標としては有用であるものの、安定性を説明する要因としては不十分であろう。支配者集団内の連合と、被支配者集団に対する宗教的権威や象徴の利用、伝統文化の強調（部族社会特有の合議〔シューラー〕制への言及）といった政治文化に着目して文化的アプローチを組み合わせた説明もみられるが、これらの研究においては体制の安定性に対する国民の側からの主体的な関与

については分析の射程に入っていない (Dresch and Piscatori 2005; Kéchichian 2008; Billingsley 2009; Menaldo 2012)。

以上のような先行研究の問題点は、たしかに体制が存続するさまざまな要因について説明されているものの、それが必ずしも君主制だからこその特性を示しているわけではない。君主制の特性を明らかにするうえで、資源配分アプローチの知見をふまえ、あらためて文化的アプローチと制度的アプローチを組み合わせた複合的な分析が有効であると考えられるが、旧来の文化的アプローチと制度的アプローチは、君主と支配者集団内の論理に閉じてしまっている。それに対して、本書は、国民による君主制の支持を射程に入れて論じることで、これらの問題を乗り越えようと試みるものである。そのためには、現在存続している体制を所与のものとし、君主がどのような統治の正統性 (legitimacy) を主張し、国民からの支持を調達するために、どのような施策を講じているのか、それらに対して国民の側はどのように対応しているのか、という相互関係に着目する。国民による統治の正統性の受容態度から問い直した方が、君主制の特性を浮き彫りにするうえでより有効である。

第2節 方法論

本節では、現在存続する体制を所与のものとしたうえで、君主による統治の正統性原理の主張と、国民の側のそれに対する受容態度について論じるための方法論と分析の枠組みについて示す。そのために、まず、統治の正統性について定義を確認しておく。

1970年代のアラブ諸国が直面した正統性の問題について論じたマイケル・ハドソンがそうであるように、正統性についてはマックス・ウェーバーの古典的な議論を出発点とすることが研究上の共通理解として成立していると考えられることは妥当であろう。ハドソンは、アラブの君主制における正統性の源

泉として、君主個人のリーダーシップ、君主の属性と家系、イデオロギーとしての宗教的な清廉さ、王室の構造的な正統性としての官僚機構の制度化と国内治安に関係する部門の拡大を挙げている（Hudson 1977, 25-27）。ハドソンが示したこれらの要素は、無論、ウェーバーが提示した、支配者の命令に対する市民の自発的な服従という観点からの支配の正統性に関する3類型、すなわちカリスマ的支配、伝統的支配、合法的支配を反映させたものである。ウェーバーの支配の3類型は対象となる社会を限定しないものであるが、理念型であり、実際の正統性の源泉は政体が拠って立つ社会の在り方に応じて複合的なものとなる。ウェーバーは類型化にあたって、たとえば、民主的な政治制度に基づく合法的支配が伝統的支配よりもよいといった価値判断は含めていない。とはいえ、ウェーバーは、君主制のもつ社会的安定化機能や政権調整機能などの効用が政体の安定に寄与していることを示唆し、君主制については、伝統的支配をより重視する立場であった（雀部 1998）。

ハドソンが提示した上記の正統性の源泉については、1970年代に近代化による国王のジレンマ状態に直面したアラブ君主制国家が、民主的な政治制度の導入と広範な国民の政治参加を拒絶し、カリスマ的支配と伝統的支配に分類されるような正統性の主張とその強化を図っていたことを反映したものと見える。たしかに、オマーンにおけるカーブース国王の強烈な個人的リーダーシップや、ヨルダンとモロッコ、サウジアラビアにおける宗教的権威をまとった正統性の主張は認められるが、支配が成立する歴史的経緯や拠って立つ社会の在り方が異なれば、正統性の源泉は一様ではない。また、1990年代以降、憲法や憲法に該当する統治基本法の制定が進み、モロッコやクウェートの議会政治にみるように、完全とはいえないが民主的な政治制度に基づく合法的支配の要素が拡大しており、時代状況による変化も認められる。君主による統治の正統性の主張は、政体（polity）としての社会の在り方、社会構造によって、受け手となるターゲットも多様であり、それぞれのターゲットに有効な正統性の源泉も異なってくる。後述するように、君主と国民をつなぐチャンネルも、国民全般を対象とするのか、特定の社会集団を対象と

するので種類が変わるし、類似の社会集団を対象としても、全体の社会構造が異なれば、それぞれのチャンネルがもつ重要度も異なることは容易に推察される。

ウェーバーの正統性の議論では、正統性とは、支配者の命令への被支配者の自発的な服従を可能とするものであり、支配者が主張する正統性の源泉を被支配者が自発的に受け入れていることが前提とされている。そのため、被支配者に位置づけられるアラブ君主制の国民が、統治の正統性をどのように受け入れているのか、という受容態度についての問題関心は含まれていない。国民の正統性の受容態度を測る方法としては、正統性についてのシーモア・リップセットの定義、すなわち「既存の政治制度が社会にとって最適であるとの信念を生起し維持するシステムの能力」(Lipset 1963, 64) という定義を採用し、代替的に政府のパフォーマンスに対する評価で測る方法が考えられる。

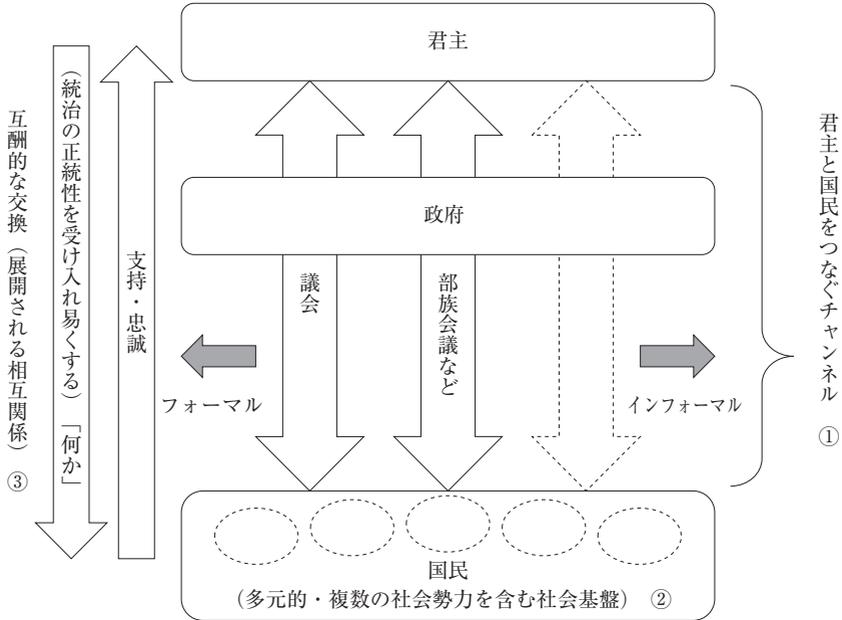
たとえば、浜中(2014)は、アラブの春におけるアラブ諸国の体制転換と非転換を分ける論理の検討において、世論調査データを用いた計量分析によって、統治の正統性原理の受容態度を、政府の業績に対する満足度の差異としてとらえ、それが政治体制のちがいによって説明されることを示した。すなわち、アラブ諸国において、君主制における政府パフォーマンスへの満足度の高さが共和制に比べ有意であることを確認し、そこに君主制が共和制よりも国民の政府に対する満足度を引き上げる「何か」を、国民が政治体制から受け取る何か、すなわち統治の正統性原理に対する受容態度の差異にあると解釈する。世論調査データセットの限界があるとはいえ、体制の転換／非転換の論理において、君主制と共和制で有意な差異が確認された意味は大きい。また、この議論からは、国民が政治体制、この場合は君主制および君主、政府を含めて、「何か」を受け取る代わりに支持や忠誠を供するという互酬関係が示唆として導出される。とはいえ、浜中の議論は、あくまで統治の正統性原理の受容態度として、国民からの政府の業績評価が高いことを示しているだけで、国民が受け入れる「何か」とは何か、それと支持・忠誠との互酬的な、等価なものとしての交換が、どのように成立しているのか、という

点については、君主の儀礼的・宗教的な役割の可能性と自国民への特権的な便宜供与の例示にとどまっている⁽²⁾。これらの課題について、本書は質的・経験的分析によって検証を進める。そのための手法は、世論調査のデータを参考としつつ、聞き取り調査や新聞報道による断片的な証拠提示や、君主側が国民の支持や忠誠を得るためにとる施策が、国民に受け入れられる蓋然性を論じることで補完する。

国民の正統性の受容態度を測るためには、受け手となる国民とは誰なのか、言い換えると、誰が君主および君主制を支持しているのか、という観点から多元的で複数の社会勢力を含む社会基盤についても検討しておく必要がある。なぜならば、君主と国民をつなぐ、さまざまなチャンネル、君主側からみれば統治のための伝統的ないし近代的な制度が実際にもつ機能や効果に注目して国民による体制の支持を論じるならば、その制度の受益者が、国民のうちのどの部分の集団なのか、換言すると、ある統治の正統性原理を浸透させたい対象となる社会層や社会集団、年齢層、地域等々はどこか、どの程度のインパクトがあったのかを無視してしまうと、その制度が実際にどの程度体制の安定に貢献しているのかを無視してしまうことになりかねないからである。そこで、本書では、国家形成と国民意識形成の歴史的過程や社会的亀裂構造について検討する。

ここまで、君主による統治の正統性原理の主張と、国民の側のそれに対する受容態度について論じるための方法論と分析の枠組みについて論じてきたが、それを整理し図示したものが図1-1である。本書では、基本的に①君主と国民をつなぐチャンネルとして、どのようなものがあるか（公式、非公式も含めて、国民の側が主体的に参加し得る制度など）、②それらのチャンネルは、国内のどのような社会基盤とつながっているか、③そこでは、どのような相互関係が展開されているか、君主および政府と国民とのあいだで展開される、支持・忠誠と、それらと等価に価値づけられ得る「何か」をめぐる互酬的な交換への問題関心が共有されている。具体的には、国民が主体的に参加することが想定可能な、君主と国民をつなぐチャンネルとしては、フォーマルな

図1-1 君主と国民のあいだをつなぐチャンネルと問題設定



- ① どのようなチャンネルがあるか？
- ② どのような社会基盤とつながっているか？
- ③ どのような相互関係が展開されているか？

(出所) 筆者作成。

制度としての議会、インフォーマルな制度として慣行化された行幸や部族会議、王朝儀礼や世俗的な国家儀礼、宗教祭礼における祝祭空間などが扱われる。そして、国家建設と国民形成の過程において、君主がいかに自らの正統性を確立させ、どのようなチャンネルを通じて国民への受容を図っているのか、国内の政治アクターや社会集団はそのチャンネルにどのように関与しているのか、国民の君主制に対する不満や要求はどのように表出され、どのように解決されているのかといった問題を分析することで、国民が君主および君主制にいかなる存在意義を見いだしているのかを明らかにすることをめざしている。論じる対象となるチャンネルが、憲法で制度化された議会政治な

のか、慣習に基づくインフォーマルな会合や創られた伝統としての王朝儀礼や宗教祭礼になるのかは、各国の成立過程と社会基盤の構造（国民統合の程度の差異）によることとなる。

各論に入る前に、アラブ君主制8カ国の概要を示したものが表1-1である。各国について、基礎情報、政体、君主、歴史、政治、経済、安全保障という項目に分類し、それぞれに本書で論じられる内容について、全体的な見取り図のなかでの位置づけをとらえやすいよう、関連する小項目と内容について記している。たとえば、政体の項目にある王朝型君主制かリンチピン君主制かは、先行研究にて示された理念型に対してどのような位置づけにあるかを示している。同様に、政治の項目に示された内容は、君主の主張する支配の正統性ととも、君主と国民をつなぐチャンネルや、両者の関係を規定する憲法などの制度について、規定が制度化され明文化されたものからインフォーマルなものを記している。経済の項目では、レント収入への依存度に関する内容を記している。安全保障の項目では、社会基盤の構造や国民意識の形成に関する内容として、体制にとって脅威とされている社会集団や、宗派や部族のちがいによる社会的亀裂が示される。また、アラブの春の影響として生じた事象についても付記している。

第3節 本書の構成と各章の概要

本書の構成と各章の概要に関して、章立ての順番は前節で示したように、分析の対象となる君主制における統治の正統性原理を特徴づけ、君主と国民のあいだをつなぐうえでメインとなっているチャンネルが、近代的な諸制度、すなわち憲法や議会制度に規定されている事例から、慣習に基づくインフォーマルな会合、そして、創られた伝統としての王朝儀礼や宗教祭礼における祝祭空間へと、宗教的・伝統的な権威が統治の正統性の原理を特徴づける比重が大きくなる方向で順序だてることとした。

表1-1 アラブ君

	国名 ¹⁾	クウェート	バハレーン	オマーン	カタール
基礎情報	英語名	State of Kuwait	The Kingdom of Bahrain	The Sultanate of Oman	State of Qatar
	アラビア語	Dawlat al-Kuwayt	Mamlakat al-Baḥrayn	Sulṭanat ʿUmān	Dawlat Qaṭar
	国土面積 ²⁾	17,818km ²	760km ²	309,500km ²	11,586km ²
	人口(自国民) ²⁾	3,479,000人 (140万人)	1,344,000人 (65万人)	3,926,000人 (220万人)	2,268,000人 (25万人)
政体	王朝	サバーフ家	ハリーフ家	ブーサイド朝	サーニー家
	年号	1756年	1783年	1744年	1868年～
	王朝型君主制	○	○	×	○
	リンチビン君主制	×	×	×	×
君主	現君主	Şabāḥ	Ḥamad	Qābūs	Tamīm
	君主の称号	Amīr	Malik (2002年までは Amīr, 1971年までは Ḥākīm)	Sulṭān (過去には Imām)	Amīr
	他の称号	—	なし	なし	なし
	現君主の即位	2006年1月29日	1999年3月6日	1970年7月23日	2013年6月25日
	年齢	88歳	67歳	76歳	37歳
	独立後	5代目	2代目	初代	4代目
	シャリーフ	×	×	×	×
王位継承	憲法により大ムバラクの子孫に限定。皇太子は首長が指名し、議会が承認。議会が承認しない場合、首長が3人の候補者を示し、議会が選ぶ。	長子相続。ただし国王による長子以外の子の指名可(憲法に明記)	国王死後の王族評議会による合議。合議会で決まらなかった場合は国王の遺言。皇太子制度は不在。(憲法に明記)	ハマド・ビン・ハリーフの息子(恒久憲法)	
歴史	植民地支配	イギリス(保護領)	イギリス(保護領)	イギリス(保護領)	イギリス(保護領)
	独立・建国	1961年	1971年	1970年	1971年
政治	正統性	伝統、レントの配分、議会の承認(皇太子)	支配の伝統、レントの配分	支配の伝統、国王のカリスマ、レントの配分	支配の伝統、レントの配分
	王室会議	明文化規定はない	統治王族会議(憲法に規定はないが、勅令により委員を任命)	王族評議会(憲法に明記)。※後継者選出のときのみ召集?	首長家会議と「解き結ぶ者」(アフル・アル=ハッル・ワ・アル=アクド)
	憲法	1962年制定	1973年制定, 2002年改正	1996年制定, 2011年改正	1970年暫定憲法 2004年憲法改正
	バイア	即位時	即位時?	即位時	即位時
行幸	×	×	毎年(近年は2～3年に1回)	未確認	

主制比較検討表

UAE	モロッコ	ヨルダン	サウジアラビア
The United Arab Emirates	The Kingdom of Morocco	The Hashemite Kingdom of Jordan	The Kingdom of Saudi Arabia
Dawlat al-Imārāt al-‘Arabiya al-Muttaḥida	al-Mamlaka al-Maghribiyya	al-Mamlaka al-Urdunniyya al-Hāshimiyya	al-Mamlaka al-‘Arabiya al-Sa‘ūdiyya
83,600km ²	466,550km ²	89,342km ²	2,149,690km ²
9,446,000人 (96万人)	33,493,000人	6,984,000人	29,369,000人 (20,271,058人)
7首長家	アラウィー朝	ハーシム王朝	サウード家
19世紀～	1664・1968年～	1921年	1744年
○	×	×	○
×	○	○	×
Khalīfa (アブダビ首長)	Muḥammad VI	‘Abd Allāh II	Salmān
Shaykh	Malik (1957年までは Sulṭān)	Malik (1946年までは Amīr)	Malik
なし	アミール・アル＝ムウミニーン	なし	ハーディム・アル＝ハラマイン
2004年11月3日	1999年7月23日	1999年2月7日	2015年1月23日
68歳	54歳	55歳	81歳
2代目	3代目	4代目	7代目
×	○	○	×
明文化されていない。各首長が皇太子を任命している。なお、国家元首としての大統領は、最高評議会による互選（5年任期）。	男子直系長子（憲法に明記）	男子直系（憲法に明記）	統治基本法により、初代アブドゥルアジーズの子孫に限定。皇太子は国王が任命。2006年忠誠委員会法により、次期国王が推薦した皇太子候補について検討し選任。
イギリス（保護領）	フランス・スペインによる分割支配（保護領）	イギリス（委任統治領）	なし
1971年	1956年	1946年	1932年（国号変更）
支配の伝統、レントの配分	シャリーフ、伝統、前国王のカリスマ、国家統合の象徴	ムハンマドの直系子孫、国家統合の象徴（国父イメージ）	ワッハブ家との盟約、伝統、レントの配分
明文化規定はない	明文化規定はない	—	忠誠委員会
1971年暫定憲法 1996年恒久憲法	1962年制定。5回の改正を重ねて、最新の修正は2011年	祖形は1928年、独立後1947年に発布。改正を重ねて、最新の修正は2011年	1993年制定
即位時	毎年（7月31日）	—	即位時
首長・皇太子は随時。大統領・首相クラスは年に数度	年に複数回実施	年に複数回実施	リヤドとジッダを移動

表1-1

	国名 ¹⁾	クウェート	バハレーン	オマーン	カタル
政治 (政治)	マジュリスの 主催	○ (ディーワーニーヤ)	○	×	○ (ラマダーン中など)
	議会	一院制・立法権あり	2002年より民選の代 議院と勅撰の諮問院 による二院制(立法 権あり)	民選の諮問議会と勅 撰の国家議会からな る二院制(2011年よ り立法権あり)	一院制の諮問評議会 (定数45議席)。将来 的に30議席を選挙の 予定。地方自治評議 会では、1999年から 選挙
	政党	○(事実上)	○(事実上)	×	×
経済	GDP ²⁾	1,758.3億ドル	328.9億ドル	796.6億ドル	2,032.4億ドル
	1人当たり GDP	52,197ドル	24,689ドル	21,929ドル	93,714ドル
	主要産業	石油	石油精製、アルミニ ウム製錬、金融	石油、天然ガス	石油、ガス、金融
	レント ⁴⁾	○	○	○	○
安全保障	脅威	イラク、国内(過激 派)	国内(シーア派)、 イラン	なし	国外(サウジ、イラ ク、イラン)、国内 (外国人労働者)
	軍 ⁵⁾	15,500人(陸11,000 人、海2,000人、空 2,500人)、その他 (米軍基地)	8,200人(陸6,000人、 海700人、空1,500人)、 その他(米軍基地)	42,600人(陸25,000 人、海4,200人、空 5,000人、外国軍2,000 人、王室軍6,400人)	11,800人(陸8,500人、 海1,800人、空1,500 人)、その他(米軍 基地)
	徴兵制	×	×	×	○(2014年導入)
	社会的亀裂	ハダル/パドゥ、宗 派、イデオロギー (イスラム主義/リ ベラル/ポピュリス ム)	スンナ派/シーア派	部族(内陸部/沿岸 部、北部/南部)	国民/外国人、部族、 保守/革新
	君主体制への 挑戦	1980年代、首長暗殺 未遂テロ	1981年クーデター未 遂、2011年「アラブ の春」	1990年代に2度の クーデター未遂	宮廷クーデター (1972年、1995年)、 クーデター未遂 (1996年)
	「アラブの春」	首相退陣要求の大規 模デモ。首相交代を 受け終息するが、選 挙法改正をめぐる野 党勢力による選挙ポ イコットと散発的な デモが継続中。首長 批判者の逮捕・国籍 剥奪。	シーア派住民を中心 に大規模デモ。GCC 軍の介入、国民対話 の開始により、デモ の規模は縮小。現在 も継続中。	国内各地で数千人規 模のデモ。議会への 立法権付与、内閣改 造、雇用の創出を受 け、収束。	FB上で首長家批判、 カタル人改革派が政 治改革に関する本を ベイルートで出版。 詩人が逮捕。エジプ ト人やリビア人によ る反母国政府デモ。 エジプトと同胞団支 援。
	執筆担当	石黒	村上	村上	堀抜

(出所) 石黒大岳・白谷望・錦田愛子・堀抜功二・村上拓哉作成。

(注) 1) 国名は本文に掲載順。 2) 国土面積・人口はCIA The World Factbook 2014年版(モ
ロッコの面積に西サハラは含まず)、自国民人口は2014年の各国統計データに基づく。 3)
GDPは世界銀行GDPデータ2014年名目値(ドル建て)に基づく。 4) レントは2014年の各

つづき

UAE	モロッコ	ヨルダン	サウジアラビア
○ (ラマダーン中など)	×	—	○
1971年に一院制の諮問評議会(定数40議席)。2006年・2011年に限定的な選挙を実施。立法権なし	1996年から二院制(1963年の国会開設以来、時期によって一院制と二院制両方の制度が採用される)	二院制(立法権あり、上院議員は国王による任命、下院議員は公選、女性枠・マイノリティ枠あり・中選挙区)	諮問評議会(任命制・立法権なし)
×	○(独立直後の1958年から複数政党制を導入)	設立の権利を憲法で明記。1957~1992年は政党活動禁止。「民主化」後の1990年代に多数結成。	×
4,023.4億ドル	1,038.4億ドル	336.8億ドル	7,484.5億ドル
43,049ドル	3,093ドル	5,214ドル	25,962ドル
石油・貿易・建設	農水産業、リン鉱石	流通、国際支援	石油
○	×	×	○
国外(イラン、イラク、サウジ、オマーン)、国内(ムスリム同胞団、テロ組織、外国人労働者)	国内(ポリサリオ戦線)	周辺国の騒乱の波及、国内の左派・共産党・シリア派	イラク、イラン、国内(過激派、シリア派)
51,000人(陸44,000人、海2,500人、空4,500人)、その他(仏軍基地など)	195,800人(陸175,000人、海7,800人、空13,000人)	100,500人(陸74,000人、海500人、空12,000人、特殊部隊14,000人)	233,500人(陸75,000人、海13,500人、空20,000人、防空16,000人、産業治安部隊9,000人、国家警備隊100,000人)
○(2014年導入)	×	×	×
国民/外国人、宗派(スンナ派/シリア派)、部族	アラブ/アマズィグ(ベルベル)、西サハラ問題	パレスチナ/トランス・ヨルダン、都市/地方、遊牧民	国民/外国人、部族、宗派(スンナ派/シリア派)、地域(ヒジャーズ/ナジュド/ハサー[東部州])
宮廷クーデター(1965年シャルジャ、1972年シャルジャ、1987年シャルジャ、2003年ラアス・アル=ハイマ)	1970年代前半に2度の軍事クーデター未遂	1957年にクーデター未遂。1970年に「黒い9月」事件	1975年ファイサル国王暗殺
政治改革建白書の提出と改革派の逮捕・裁判。2012年からは同胞団関係者の大量摘発。	都市によっては数万人規模のデモ、2011年7月の憲法改正で収束。	国内各地で数千人規模のデモ。首相の交代、集会法・選挙法改正、憲法の設立等を受けて収束。	東部州でのシリア派によるデモ発生。治安部隊により鎮圧。それ以外ではSNSでの予告にもかかわらず目立ったデモ発生せず。女性による運転免許解禁要求。SNSでの政府批判者の逮捕。

堀抜

白谷

錦田

石黒

国歳入に占める天然資源収入依存度が40%以上を意味する。 5) 軍はThe Military Balance 2014のデータに基づく。

本章につづく第2章では、定期的に競争的な選挙が行われ、議会政治が機能しているクウェートについて論じる。クウェートでは、首長家と国民の代表の合意に基づいて制定された憲法が議会政治のルールとして定着し、政府や首長を制度的に拘束している点で、合法的支配による正統性が成立していることが示される。議会が主要で公式なチャンネルとして成立する一方で、インフォーマルなチャンネルの機能が衰え、政治の不安定化を回避する緩衝器の役割を果たせなくなるさまが、王党派の形成と再編を通じて示される。

第3章では、バハレーンの事例について、議会制度と並立して存在するマジュリスと呼ばれる個人の邸宅や集会場での会合が、君主と国民をつなぐチャンネルとして機能し、権限の制約された議会を補完するなかば公式化されたインフォーマルなチャンネルとして、ポリアーキーが指標とする自由化と包括性を満たしていることが示される。

第4章のオマーンでは、バハレーンと同様に、議会制度がありながら十分にはその機能を果たしていない代替として、君主が地方へ直接出向く行幸が、君主と国民をつなぐチャンネルとして機能し、応答性が担保されていることが示される。また、第3章のバハレーンのマジュリスと同様に、行幸の際に地方で開かれる有力者との会合は、明文化されていないインフォーマルなものでありながら慣習としては成立しており、制度化されてはいるものの組織化されていない段階と位置づけられる。

第5章では、アラブ首長国連邦(UAE)における国家と国民の関係を、祝日の設定とその目的、祝祭空間で執り行われる公式／非公式な諸行事が、国民の帰属意識の確立と、首長家による支配の正統性を絶えず確認する機会として機能しており、国民からの行事への自発的な参加や、記念日に合わせた部族の忠誠表明を引き出すなど、体制と国民の関係を再強化するための舞台装置となっていることが示される。

第6章では、モロッコを対象に毎年開催されるバイア(忠誠の誓い)儀礼の双務的な忠誠契約の更新という性質の制度化に着目し、統治の正統性原理として、国王が預言者ムハンマドの末裔であるシャリーフの系譜に連なるこ

とを強調するイスラーム的正統性を積極的に採用することによって、君主制が国民にとって「自然で当たり前」であるにとらえられるに至っていることが示される。モロッコはアラブの春後、2011年に憲法改正を行い、首相を議会第一党の党首から任命するなど、政党内閣制の制度化がなされたが、議会は統治の正統性に関与していないこと、憲法改正作業が国王の主導で進められ、国民投票とバイアを組み合わせることによって、近代的・民主的制度と宗教的・歴史的儀礼を通じた国民からの支持を二重に獲得し、統治の正統性も二重に保障されるという頑健性が明らかにされている。

第7章では、ヨルダンを論じる。第一次世界大戦後、イギリスによって国家の枠組みがつくられた人工国家としてのヨルダン王制が、領土の一体性や王室と国民のつながり、政治制度による民意の反映を欠いた脆弱な背景をもちながら、聖地エルサレムの管理権を掌握していることによる伝統的・イスラーム的支配、近代的なネイション・ビルディング、立憲主義、国王自身のカリスマ性を相互補完的に国王の権威の源泉として活用し、民心の掌握に努めることで統治の正統性を確立していることが示される。

第8章では、サウジアラビアを分析対象として取り上げる。サウジアラビアは、サウード家による征服王朝であり、国家建設の過程で厳格な宗教解釈に立脚するサラフ主義（ワッハーブ主義）を保護し奉じる立場をとったことが統治の正統性の源泉となっている。しかし、厳格な宗教解釈ゆえに世俗的な国家儀礼を用いた国民意識の形成が困難であり、統治の正統性を維持するための手段が二聖都の良き守護者として巡礼の管理を中心とした宗教的儀礼を司ることに限定されていることが明らかにされる。

以上のとおり、本書ではアラブ君主制8カ国のうち、カタルを除く7カ国を分析対象として論じている。カタルについては、アラブ首長国連邦と同様に世俗的な国家儀礼としての建国記念日の祝祭空間が、首長家による支配の正統性を確認し、国民からの自発的な忠誠や支持表明を獲得する舞台装置として機能していることから、第5章の議論によって代替することとした。

本書が分析対象とするアラブ君主制国家は、いずれも20世紀に入って本格

的な近代国家として歩み始めた比較的新しい国々である。本書がめざしているのは、2011年以降の中東アラブ諸国において生じている事象として、君主制国家がその安定性・頑健性を示していることに着目し、君主制において体制転換が起きなかったのはなぜか、倒れなかったのはなぜかという問いを経て、君主制の特性はいかに現れるのかを論じることにある。単なるアラブの特殊性に陥ることなく、各章では、それぞれの執筆者が比較政治学、現代中東政治研究、現代君主制論のいずれかについて研究上の含意を提示する。

おわりに

本書では、アラブの春以降のアラブ君主制国家がその体制を維持している要因について、ハンティントンが「国王のジレンマ」を論じて以降の中東・アラブ諸国における君主制の存続と崩壊に関する既存研究を、伝統的な宗教や部族社会に着目した文化的アプローチや、国王の超越性や王朝性、国家と社会の関係に着目した制度的アプローチ、石油や外国からの援助などのレント収入とその配分に着目した資源配分アプローチに整理してレビューを実施した。先行研究の整理から明らかになったことは、既存のアプローチではいわゆるアラブの春を経てなお君主制が維持されているメカニズムを説明できないということであった。他方で、社会運動の発生と拡大に関する数理モデル分析から君主制が体制転換リスクへの耐性を有しており、それが国民が受容する権力の正統性の原理に由来することが確認された。そうした既存研究に基づいて、本書では、国民からの君主（制）に対する支持や信頼、忠誠に着目し、国民が受容する統治の正統性の原理が体制の安定を導くと仮説を立てた。そして、国民が主体的に参加可能な、君主と国民をつなぐチャンネルと、そこで展開される互酬的な価値の交換、すなわち、国民からの忠誠・支持表明と等価をなし、国民が君主から得られる「何か」とは何かを検討するというアプローチを示した。

アラブ君主制の特性はいかに現れるのか、具体的な内容は各国の事例を分析した執筆者の手に委ねられるが、全体の検討を通じて明らかになったのは、君主制が、国民のさまざまな不満や意見表明に対する体制の即応性の高さと、緩衝器として機能するインフォーマルなチャンネルの活用によって、体制が不安定な状態に陥ることを回避できている事実であり、むしろ国民の政治参加が憲法や議会制度に統治の正統性原理があるケースでは、公式化された制度に拘束されるがゆえに、即応性が阻害され得ることである。共和制においては、独裁的な体制であれ、形式的に参政権や大統領選挙、議会選挙が正統性の担保になっているが、君主制は必ずしもそうではない。共和制では、制度化したチャンネルの存在がなければ、統治の正統性は担保されないが、君主制ではむしろ、制度化の程度が緩いがゆえに、宗教的・伝統的権威によることで、統治の正統性が担保され得るのである。

〔注〕 _____

- (1) 君主制を権威主義体制の亜系として位置づけた議論として、Kostiner (2000) や Storm (2007) は、君主制がイスラーム主義勢力の政治参加を認め、議会において多党制の状況を作り出すことで、特定の集団（イスラーム主義勢力）が権力への挑戦者として出現することを回避することで体制を維持してきたと論じた。しかし、同様の分析は、君主制に限定されない権威主義体制の存続要因あるいは安定性を、取り込みや分断統治といった観点から分析する研究にもみることができる (Brumberg 2002; Lust-Okar 2004; 2006)。
- (2) 一例として挙げられた自国民への特権的な便宜供与に関連して、エスノクラシー論や就業構造と社会的亀裂の重なりについて述べられているが、結局はレントの大きさ、すなわち石油収入の規模と自国民の規模に応じて、どの程度自国民を公的部門の雇用に吸収可能かどうか、という問題に回収される点では、先行研究の資源配分アプローチと同類であるといえる。

〔参考文献〕

<日本語文献>

石黒大岳 2011. 「バハレーン民主化プロセスの10年と野党のジレンマ」水谷周編

- 『アラブ民衆革命を考える』国書刊行会 204-219.
- 2013. 『中東湾岸諸国の民主化と政党システム』明石書店.
- 雀部幸隆 1998. 「ウェーバーの君主制論」『名古屋大學法政論集』172, 1-33.
- 日本国際問題研究所 2005. 『湾岸アラブと民主主義——イラク戦争後の眺望——』日本評論社.
- 浜中新吾 2014. 「中東諸国の体制転換／非転換の論理」日本比較政治学会編『体制転換／非転換の比較政治』ミネルヴァ書房 49-77.

<英語文献>

- Anderson, Lisa 1991. "Absolutism and the Resilience of Monarchy in the Middle East," *Political Science Quarterly*, 106 (1), 1-15.
- Beblawi, Hazem, and Giacomo Luciani, eds. 1987. *The Rentier State*, London: Croom Helm.
- Billingsley, A. J. 2009. *Political Succession in the Arab World: Constitutions, Family Loyalties and Islam*, London: Routledge.
- Brownlee, Jason, Tarek Masoud, and Andrew Reynolds 2015. *The Arab Spring: Pathways of Repression and Reform*, Oxford: Oxford University Press.
- Brumberg, Daniel 2002. "The Trap of Liberalized Autocracy," *Journal of Democracy*, 13 (4) October: 56-68
- Dresch, Paul, and James Piscatori, eds. 2005. *Monarchies and Nations: Globalisation and Identity in the Arab States of the Gulf*, London: I.B. Tauris.
- Herb, Michael 1999. *All in the Family: Absolutism, Revolution, and Democracy in the Middle Eastern Monarchies*, Albany: State University of New York Press.
- Hudson, Michael C. 1977. *Arab Politics: The Search for Legitimacy*, New Haven: Yale University Press.
- Huntington, Samuel P. 1968. *Political Order in Changing Societies*, New Haven: Yale University Press.
- Kéchichian, Joseph 2008. *Power and Succession in Arab Monarchies*, London: Lynne Rienner.
- Kostiner, Joseph, ed. 2000. *Middle East Monarchies*, London: Lynne Rienner.
- Lipset, Seymour M. 1963. *Political Man*, New York: Anchor Books.
- Lucas, Russell E. 2004. "Monarchical Authoritarianism: Survival and Political Liberalization in a Middle Eastern Regime Type." *International Journal of Middle East Studies*, 36 (1) February: 103-119.
- Lust-Okar, Ellen 2004. "Divided They Rule: The Management and Manipulation of Political Opposition." *Comparative Politics* 36 (2) January: 159-179.
- 2006. "Elections under Authoritarianism: Preliminary Lessons from Jordan."

- Democratization* 13 (3) June: 456-471.
- Menaldo, Victor 2012. "The Middle East and North Africa's Resilient Monarchs." *The Journal of Politics* 74 (3) July: 707-722.
- Okruhlik, G. 1999. "Rentier Wealth, Unruly Law, and the Rise of Opposition: The Political Economy of Oil States." *Comparative Politics* 31 (3) April: 295-315.
- Ross, Michael 2012. *The Oil Curse: How Petroleum Wealth Shapes the Development of Nations*, Princeton: Princeton University Press.
- Storm Lise 2007. *Democratization in Morocco: The Political Elite and Struggles for Power in the Post-Independence State*, London: Routledge.
- Yom, Sean L. 2011. "Oil, Coalitions, and Regime Durability: the Origins and Persistence of Popular Rentierism in Kuwait." *Studies in Comparative International Development* 46 (2) June: 217-241.
- Yom, Sean L., and F. Gregory Gause III 2012. "Resilient Royals: How Arab Monarchies Hang On." *Journal of Democracy*, 23 (4) October: 74-88.

